

国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構とのパートナー協定締結について

～老朽・低未利用不動産の再生促進に向けた取組みについて～

当金庫は、国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構（以下「Re-Seed 機構」）（注1）との間で老朽・低未利用不動産の再生促進を目的としたパートナー協定を締結しましたのでお知らせします。

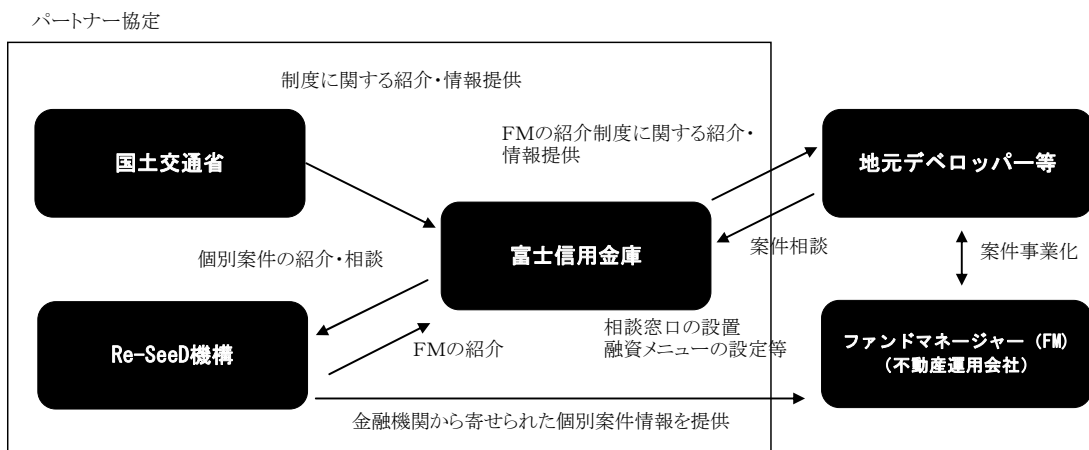
同協定締結により、当金庫は相互の情報提供、案件紹介を積極的に行い、地域の老朽化した不動産の耐震・省エネ改修や建替え、未利用地の開発などによる不動産の再生促進を図ります。

【パートナー協定書の主な内容】

1. 当金庫、国土交通省及び Re-Seed 機構は、相互に連携して耐震・環境不動産形成促進事業（注2）及び改正不動産特定共同事業法（注3）の活用を促進します。
2. 「相互の情報提供」、「事業の活用が見込まれる案件の紹介」、当金庫のお客様に「ファンドマネージャーの紹介」等を行います。

（注1）（注2）については Re-Seed 機構 HP (<http://www.re-seed.or.jp/>) をご参照ください。

（注3） 不動産特定共同事業とは、投資家から匿名組合契約等に基づく出資を受けて、不動産の取引を行い、その収益を投資家に分配する事業をいいます。これまでは不動産特定共同事業を行うために許可が必要であったものの、一定の要件を満たした特別目的会社（SPC・特例事業者）については届出を行うことで不動産特定共同事業を実施できるようにすること等の改正が6月に行われました（公布より6か月以内の施行）。



お問い合わせ先
富士信用金庫 融資部
TEL 0545-53-4596